

第二十五号議案

江戸川区工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区工場立地区準則条例の一部を改正する条例

江戸川区工場立地区準則条例（平成二十五年三月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第四条の二第二項」を「第四条の二第一項」に改める。  
第八条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行により、工場立地区法（昭和三十四年法律第二十四号）が改正され、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。